

昭和29年	9月	1日	制定
昭和46年	9月	17日	改正
昭和52年	11月	24日	改正
昭和57年	4月	27日	改正
平成3年	5月	28日	改正
平成4年	5月	20日	改正
平成12年	5月	26日	改正
平成14年	5月	29日	改正
平成15年	11月	4日	改正
平成20年	5月	20日	改正
平成22年	5月	21日	改正
平成27年	7月	1日	改正
平成28年	6月	17日	改正
平成29年	6月	12日	改正
令和元年	6月	11日	改正

# 群馬県電気協会会則

## 第一章 総 則

- 第1条 本会は群馬県電気協会と称し、事務所および事務局を東京電力エナジーパートナー株式会社 E&G事業本部 北関東本部 におく。
- 第2条 本会は、電気使用に関する情報交換と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第二章 事 業

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 電気の活用に関する事項
2. 電気安全に関する事項
3. 省エネルギーに関する事項
4. 農水産電化に関する事項
5. 電気知識の普及、啓発に関する事項
6. 電気技術者の教育に関する事項
7. 電気に関する法令の周知および関係諸官庁への意見具申
8. 会員相互間の情報交換
9. その他、理事会において、必要と認めた事項

### 第三章 会 員

- 第4条 会員の入会または脱会は、その申出により会長がこれを承認するものとする。
- 第5条 本会の会員は、群馬県内に所在する電気使用者および一般送配電事業者で、本会の目的に賛同したものとし、入会または脱会は、その申出により会長がこれを承認するものとする。
- 第6条 会員は、第24条所定の会費を納入するものとする。
- 第7条 既納会費は返還しない。

### 第四章 役 員

- 第8条 本会は次の役員をおく。
- 会長1名、副会長若干名（県央、北毛、東毛、西毛の各エリアから1名以上および東京電力エナジーパートナーから1名を選出）、理事若干名（県央、北毛、東毛、西毛の各エリアから1名以上を選出）、監事2名、合理化部長1名、ヒートポンプ・蓄熱推進部長1名、技術部長1名（東京電力エナジーパートナーから選出）。
- なお、役員は総会において会員の中から選出する。

- 第9条 役員の職務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し会務を執り行う。
  2. 副会長は会長を補佐し会長が事故あるときの職務を代理する。なお、必要に応じ理事会の議を経て副会長の中から会長代理を選任し、会務を執り行うことができる。
  3. 理事は会務の運営に関する基本的事項について審議し執行する。
  4. 監事は本会の経理状況を監査し、これを総会に報告する。
  5. 合理化部長、技術部長、ヒートポンプ・蓄熱推進部長は、会長が専門委員会等の設置を必要と認めた場合に、その会の運営にあたる。
- 第10条 役員の任期は2か年とする。ただし、再選を防げない。
- また、副会長以下の役員が、任期中その職を継続できない場合は、原則として、その役員が所属する会員の後任者がその職を継承することとし、その会員の申し出により会長がこれを承認する。
- ただし、任期は前任者の残任期間とする。

## 第五章 顧問

- 第11条 会長は、総会の議を経て、有識者から顧問または名誉顧問を推薦することができる。
- なお、顧問または名誉顧問は会議に出席して意見を述べることができる。
- 第12条 本会には、電気安全の普及・啓発に経験のあるものより、電気安全の指導のため技術顧問をおく。
- なお、技術顧問は、東京電力パワーグリッド株式会社の群馬総支社長および、高崎支社の各支社長とし、本会の会務に協力のうえ、電気安全に関する知識・技術の普及・啓発などの情報提供をする。

## 第六章 専門委員会

- 第13条 本会に次の専門委員会をおく。また、会長が、必要と認めた場合は理事会

の議を経て、次の専門委員会以外もおくことができる。

1. 電気使用合理化委員会

電気の有効利用・省エネルギーの推進を目的とし、関東地区電気使用合理化委員会の地区委員会として活動を行う。

第14条 専門委員は、会員および関係官公庁・学識経験者等会長が承認した者とする。

第15条 専門委員会は、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名、事務局をもって構成する。

第16条 委員の任期は2か年とする。ただし、再選を防げない。

第17条 専門委員会の運営に際し必要な事項は細則をもって定める。

## 第七章 会 議

第18条 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は理事会の決議にもとづき、随時これを開催することができる。総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 事業報告ならびに事業計画
2. 決算報告ならびに予算
3. 会則の変更
4. その他、必要な事項

第19条 総会、理事会は会長がこれを召集する。

第20条 会議の議長は会長がこれを行い、議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長が決定する。

## 第八章 会 計

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 本会の経費は会費、分担金、寄付金およびその他の雑収入を以って充当する。

第23条 本会の予算および決算は総会に報告し、その承認を得るものとする。

## 第九章 会 費

第24条 会員は会費として、次の区分による金額（年額）を納入するものとする。  
ただし6か月を超えて入会した場合は金額（年額）を1／2とする。

受電契約容量

500kW 未満 3,000 円

500kW 以上 8,000 円

第25条 前条の受電契約容量は、加入時の東京電力エナジーパートナー株式会社との契約電力または、東京電力パワーグリッド株式会社との接続送電サービス契約電力とする。ただし、2019年4月1日以前に加入された会員については、2018年4月1日時点の契約電力とする。  
また、会員の契約電力が変更することにより、前条の受電契約容量の区分の変更申し出があった場合は、次年度の会費より区分を変更して請求するものとする。

## 第十章 付 則

第26条 本則を変更しようとするときは、総会の決議を経ることを要する。

第27条 本会の事業施行につき必要な事項は細則をもって定める。細則は理事会で決定するものとする。

# 群馬県電気協会細則

## 第一章 表彰規定

- 第1項 群馬県電気協会の役員を長年（原則三期以上）に亘り勤められ、当協会の発展・運営に大きく貢献された者を役員退任時に表彰する。
- 第2項 前条の表彰は理事会の議を経て会長が決定する。
- 第3項 表彰は定時総会（書面開催は除く）時に行う。
- 第4項 表彰は、表彰状ならびに記念品を添えこれを行う。

## 第二章 電気使用合理化委員会規定

- 第1項 本委員会は群馬県内における電気の使用者に対して、電気使用合理化の普及をはかることを目的とする。
- 第2項 本委員会は事務局を東京電力エナジーパートナー株式会社E & G事業本部北関東本部におく。
- 第3項 本委員会は、第1項の目的達成のため次の事業を行う。  
（1）優秀事業者・優秀事業所・功績者の表彰推薦  
（2）関東地区電気使用合理化委員会と連携した事業の推進
- 第4項 本委員会は、群馬県電気協会会員および関係官公庁・学識経験者等で、群馬県電気協会会長に承認された者をもって構成する。
- 第5項 本委員会は次の役員をおく。委員長1名、副委員長若干名。  
なお、役員は群馬県電気協会理事会において委員の中から選出する。
- 第6項 委員長は本委員会を代表して任務を統括する。  
副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。  
なお、委員は、本委員会の事業を執行する。

- 第7項 役員および委員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。  
役員および委員が転勤などにより、その役を離れた場合は、自動的に後任者がその役を受け継ぐものとし、その任期は前任者の残存期間とする。
- 第8項 委員会は、必要の都度、委員長が招集して開催する。
- 第9項 本委員会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。